

ワコム クリエイターズカレッジクラブ 加盟申込書

申込日：_____年____月____日

株式会社ワコム 御中

弊校は、「Wacom Creators College Club加盟規約」に同意し、以下の内容にてWCCC加盟校になることを申請します。

申込校情報	
学校名	(フリガナ)
責任者の 役職・氏名	(フリガナ)
郵便番号	〒
所在地住所	(フリガナ)
電話番号	
ご担当者名	(フリガナ)
メールアドレス	
URL	※ワコムホームページに掲載させていただきます。
その他	ペンタブレットを活用されると思われるコース名とそのコース1学年当たりの人数をおおよそで構いませんので、空白欄へご記入をお願いいたします。 例) イラスト・CG学科 約40名

■個人情報のお取り扱いについて

本申込によりご提供いただく個人情報につきましては、弊社の個人情報保護方針に基づき、安全に管理します。詳細は下記のURLにてご確認ください。

<http://www.wacom.com/ja-jp/privacy>

■お申込み方法

本申込書をFAX 又はe-mail にて以下までご送付ください。

株式会社ワコム

ワコム クリエイターズカレッジクラブ事務局

FAX: 03-5337-6514

e-mail: wccc@wacom.co.jp



Wacom Creators College Club 加盟規約

この「Wacom Creators College Club加盟規約」(以下「加盟規約」といいます。)は、株式会社ワコム(以下「ワコム」といいます。)が運営するワコムクリエイターズカレッジクラブ(以下「WCCC」といいます。)に関して、お客様とワコムとの間で適用される追加的な規約です。すなわち、WCCCは、ワコム及び/又はその関連会社が提供するワコムサービスの一つであり、ワコムサービス利用規約 (<https://www.wacom.com/ja-jp/terms-of-use>) (以下「利用規約」といいます。)のすべてがWCCCに適用又は準用されるとともに、追加的に加盟規約が利用規約の一部として適用されます。ワコムは、独自の判断により、お客様への通知の有無にかかわらず、WCCCの内容をいつでも変更又は中止することができるものとします。加盟規約は、利用規約とともに、第3条に定めるWCCCへの加盟時から加盟解除又は終了が確認されるまでのワコムとお客様との間の契約関係(以下「本契約」といいます。)を規定します。お客様のWCCCへの加盟をもって、お客様は利用規約と加盟規約に同意するものとし、また、個人情報、適用されるデータ保護法令及びワコムの個人情報保護方針 (<https://www.wacom.com/privacy>)にしたがって取り扱われることを了承するものとします。

第1条(WCCCへの加盟資格)

1. WCCCへ加盟できるお客様は、次のいずれかに該当する日本国内の教育機関であることを条件とします。
 - ① 高等学校
 - ② 大学(短期大学/大学院/放送大学を含みます。)、高等専門学校、専修学校(学校教育法第十一章「専修学校」に規定された学校)(一般課程(専修学校)、高等課程(高等専修学校)、専門課程(専門学校))
 - ③ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定された教育機関
 - ④ 大学共同利用機関(国立大学法人法第2条第3項に規定された大学共同利用機関法人と同第2条第4項に規定された大学共同利用機関をいいます。)
 - ⑤ その他 上記以外にワコムがクリエイティブな領域の指導を行う教育機関として認定した機関

第2条(特典の概要)

1. ワコムは、WCCCへ加盟したお客様(以下「加盟校」といいます。)に対し、次に定める特典(以下「WCCC特典」といいます。)を提供します。なお、WCCC特典内容の詳細は、WCCCのウェブサイト(URL: <https://tablet.wacom.co.jp/wccc/>) (以下「WCCCサイト」といいます。)に定めるものとします。
 - (1) 加盟校に対する特典
 - ① 次号に定める、加盟校在籍の学生及び教職員への特典提供。
 - ② 特別価格でのワコム製品の購入。なお、当該製品の購入方法は、ワコムの販売店経由での購入となります。そのため、WCCCサイトに掲載された割引価格となることは保証されません。
 - ③ 加盟校在籍の学生及び教職員を対象とした特別セミナーの企画、立案、運営、及び開催、並びにそれらの支援等。なお、都度、お客様とご相談しながら詳細を決定します。
 - ④ 加盟校による新生の募集又は新講座開設等を目的とした、セミナーセット(1セット10台)のワコムからの貸与。ただし、2セットを上限とし、貸出機の種類、貸出機数、貸出時期その他必要事項については、ワコムと協議の上、都度決定するものとし、また、次の事項を遵守するものとします。

- (a)セミナーセットを善良なる管理者の注意をもって管理すること
 - (b)貸与目的以外の目的でセミナーセットを使用しないこと
 - (c)万が一、セミナーセットの棄損、破損、盗難等が発生した場合は、直ちにワコムに通知すること
 - (d)その他ワコムの指示に従って、セミナーセットを使用すること
- ⑤ ワコムがその裁量で定めるその他の特典。
- (2) 加盟校在籍の学生及び教職員(以下「特典対象者」といいます。)に対する特典(ただし、特典対象者が、別途ワコムが指定する方法でWCCC会員登録することを条件とします。)
- ① ワコムが指定する販売特設オンラインサイト(以下、「WCCC会員向け特設オンラインサイト」といいます。)での割引価格でワコム製品の購入。ただし、当該割引価格での購入は、WCCC会員登録の日から起算して1年間2台までを上限とします。
 - ② ワコムが主催するセミナーへの招待。なお、当該セミナーのご案内は、WCCCサイト若しくはWCCC会員向け特設オンラインサイトへの掲載、又は電子メール送付その他の手段で告知されます。WCCC会員登録時に「ワコムからの製品案内等の電子メール送付を希望する」を選択しなかった場合、当該セミナー招待に関する電子メールは送信されない可能性があるため、WCCCサイト又はWCCC会員向け特設オンラインサイトサイトを定期的にご覧ください。
 - ③ ワコムがその裁量で定めるその他の特典。
2. 本契約の基づくWCCC特典の提供地域は、日本国内に限られます。
3. ワコムは、WCCC特典の提供及びそれに関連する業務の全部又は一部を、ワコムの関係会社その他第三者に対し、委託することができます。
4. ワコムは、WCCC特典の提供、WCCC特典に付随するサービス又はこれに関連する事項について、明示また黙示の別を問わず、第三者の権利利益の非侵害を含め、一切の保証をしません。
5. 加盟校は、本条第1項第1号②に定める特典を利用して購入したワコム製品に関し、通常の使用形態において、当該ワコム製品とともに使用されるペン部材(ペン先の三角錐、キャップ又はペンに付属したボタンをいいます。)を紛失又は欠損した場合、ワコムに対し、新たなペン部材の無償提供を依頼することができるものとします。ただし、この場合、ワコムは、当該依頼に応じる義務はなく、当該ワコム製品とともに使用されるペン部材の在庫がある場合に限り、加盟校と協議の上、加盟校の依頼にできるかぎり応じられるように合理的な範囲で努力するものとします。

第3条(加盟申込)

- 1. WCCCへの加盟を希望するお客様(以下「申込者」といいます。)は、加盟規約の内容を理解し承諾していただき、ワコム所定の加盟申込書をワコムに提出することで、本契約の締結を申し込みます。
- 2. 申込者は、ワコム所定の加盟申込書の提出時点で、次の各号の事項の真実性を表明し、保証します。
 - ① 申込者が、本契約を締結する正当な権限を有すること
 - ② 申込者が、加盟規約の全文を確認し、すべての適用に同意したこと
 - ③ ワコム所定の加盟申込書の記載内容その他お客様から当社に対して開示された事項のいずれも真実であること
 - ④ 申込者が、過去に、WCCCの加盟に関し、ワコムとの間の契約に違反した者でないこと
 - ⑤ 申込者が、反社会的勢力に該当する者又は関与する者ではないこと

3. 次の各号のいずれかに該当したとき、ワコムは、申込者による第1項の申込を承諾しないことができます。
ワコムは、申込者に対し、その申込を承諾しない理由を開示する義務を負いません。
 - ① ワコム所定の加盟申込書に定める所定事項の記載を欠くとき
 - ② 前項の表明保証に反するおそれ又は現実の違反があるとき
 - ③ その他申込者によるWCCCへの加盟承認が適当でないとワコムが判断するとき
4. ワコム所定の加盟申込書の到達後、5営業日以内に、ワコムが、申込者に対し、その申込の承諾の有無を通知するものとします。当該期間が経過しても通知しないとき、その申込みは承諾されなかったものとみなします。
5. 本契約は、ワコムが、申込者に対し、ワコム所定の加盟申込書による申込みについて、承諾の意思表示を通知したときに成立します。
6. 本契約が成立する以前に申込者とワコムとの間で合意されたWCCCに関する入会約款が存在する場合、同約款は、本契約の成立により効力を失うものとします。

第4条(加盟規約の適用)

1. 加盟規約及びその別紙(加盟規約で言及するリンク先の当社ウェブサイトを含みます。)は、本契約の内容を構成します。加盟規約と別紙の規定との間に抵触又は矛盾があるときは、別紙の内容が優先します。加盟規約の他の条項で「加盟規約」又は「本契約」というときは、別紙及びその内容を含みます。
2. 加盟規約の内容と、ワコム所定の加盟申込書の規定との間に、抵触又は矛盾があるときは、加盟申込書の内容が優先し、適用されます。

第5条(ワコムサイトでの紹介)

1. ワコムは、本契約の有効期間中、WCCCサイト又はその他のワコムのウェブサイト、ワコムのソーシャルメディアチャンネルなどを通じて、加盟校がWCCCに加盟していることを公に示すことができ、加盟校はこれを承諾するものとします。さらに、ワコムは、加盟校による事前承諾を得ることを条件に、加盟校によるワコム製品を使用した授業風景の様子等を撮影した写真又は映像を、WCCCサイト又はその他のワコムのウェブサイト、ワコムのソーシャルメディアチャンネルなどを通じて掲載又は放映することができます。この場合、ワコムは、個人情報等に十分な配慮をするものとします。

第6条(告知義務)

1. 加盟校は、WCCCへの加盟手続き完了後、すみやかにWCCCへの加盟の事実及びWCCCの概要を特典対象者へ告知するものとします。
2. 加盟校は、①特典対象者が13歳未満の者である場合、特典対象者自身によるWCCC会員登録の申込はできず、特典対象者に代わり、その親権者又は保護者が、別途ワコムが指定する方法で申込を行い、WCCC会員登録を行わなければならないこと、及び、②特定対象者が13歳以上18歳未満である場合、特定対象者の親権者又は保護者の同意を得たうえでWCCC会員登録を行わなければならないことを認識し、当該事項を特典対象者及びその親権者又は保護者に周知するものとします。

第7条(販促物等について)

1. ワコムは、加盟申込書の承諾後、すみやかに、WCCCサイトのURLを含むWCCCの案内、カタログ及びフ

ライター等の販促物等の設置備品(以下「販促物等」といいます。)を加盟校に提供するものとします。

2. 加盟校は、ワコムから提供された販促物等を前条に定める告知のためだけに使用するものとし、その他の目的で販促物等を使用しないものとします。
3. ワコムは、ワコムが加盟校に代わって販促物等を加盟校の校内に設置する場合、販促物等を設置するために必要最小限において、加盟校が所有もしくは占有する敷地及び構築物等を無償で使用することができるものとし、加盟校はこれを予め許諾するものとします。
4. ワコムは、その裁量により販促物等の内容を変更することができるものとします。なお、ワコムは、当該変更によって加盟校に生じる損失について一切責任を負わないものとします。
5. 加盟校は、理由の如何にかかわらずWCCCから退会した場合、すみやかに販促物等をワコムに返却するものとします。
6. 前項の定めにかかわらず、ワコムは、いつでも加盟校に対し販促物等の交換及び返却を求めることができるものとします。

第8条(加盟校による禁止行為)

1. 加盟校は、WCCC特典を特典対象者以外の第三者に利用させないものとします。
2. 加盟校は、第7条(販促物等について)に基づきワコムから提供された販促物等を特典対象者以外の第三者に配布したり、加盟校の所有又は占有している場所以外の場所に設置したりしないものとします。

第9条(変更の届出)

1. 加盟校は、ワコムに提出した加盟申込書に記載した事項に変更があった場合には、ワコムに対し、速やかに変更を申し出るとともに、ワコム所定の方法により変更の手続きを行わなければなりません。

第10条(WCCC及びWCCC特典の変更)

1. ワコムは、その裁量により、加盟校に対する事前の通知なく、いつでもワコムサービスの機能追加、品質維持及び品質向上を目的として、WCCC及びWCCC特典の全部又は一部を変更できます。
2. ワコムは、WCCC及びWCCC特典の変更により、変更前と同等の品質やサービス内容が維持されることを保証しません。

第11条(WCCC及びWCCC特典の提供停止)

1. 加盟校は、その裁量により、いつでも、その理由を問わず、WCCC及びワコムによるWCCC特典の全部もしくは一部の提供を停止することができます。この場合、ワコムは、加盟校に対し、WCCC及びWCCC特典の提供を停止する旨を、提供停止の30日前までに、通知します。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するとき、ワコムは、加盟校に対する事前の通知なく、ただちに、WCCC及びWCCC特典の全部又は一部の提供を停止できます。
 - ① WCCC及びWCCC特典の提供にかかわるワコム環境に異常、滅失、毀損、不備などがあるとき
 - ② WCCC及びWCCC特典の全部又は一部の提供の停止が法令遵守のために必要なとき
 - ③ 加盟校又は特典対象者、もしくは第三者の生命、身体又は財産保護のために必要なとき
 - ④ 利用規約に定める免責事由によりWCCC特典の全部又は一部の提供が困難なとき
 - ⑤ WCCC及びWCCC特典の提供に際し利用する第三者のサービスの提供が停止したとき

- ⑥ 加盟校が加盟規約のいずれかの条項に違反した又はそのおそれがあると当社が判断したとき
- ⑦ その他、ワコムが、WCCC及びWCCC特典の全部又は一部の提供の停止が必要と判断したとき

第12条(WCCC及びWCCC特典の提供の終了)

1. ワコムは、その裁量により、いつでも、その理由を問わず、WCCC及びWCCC特典の全部又は一部の提供を終了することができます。この場合、ワコムは、加盟校に対し、WCCC及びWCCC特典の提供を終了する旨を、終了日の30日前までに、通知します。

第13条(WCCC加盟資格の有効期限)

1. WCCC加盟資格の有効期限は、WCCC加盟成立の日が属する月の末日から1年間経過する日とします。ただし、有効期限到来の30日前までにワコム又は加盟校のいずれからも更新しない旨の申し出でない場合は、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

第14条(加盟校による退会)

1. 加盟校は、WCCC加盟の有効期限満了前に、WCCCからの退会を希望する場合、退会希望日の30日前までにワコムにその旨を文書により通知する(wccc@wacom.co.jp宛に電子メールで通知する方法を含みます。)ことを条件に、WCCCから退会することができ、退会日の到来により本契約が終了するものとします。

第15条(加盟資格の強制停止)

1. ワコムは、加盟校が次のいずれかの各号に該当した場合、加盟資格の全部を停止するものとします。
 - ① 第8条(加盟校による禁止行為)に規定する禁止行為があったとき
 - ② 第9条(変更の届出)に基づく変更の申し出の有無にかかわらず、加盟校の担当者と連絡がつかないとき
2. ワコムは、加盟資格を停止されている加盟校について、その停止の原因が解消されたと判断した場合、当該加盟校の加盟資格の停止を解除することができるものとします。
3. 加盟校が第1項により加盟資格停止となった場合で、改善する見込みがないとワコムが判断したとき、ワコムは当該加盟校につき、WCCCから退会させることができるものとします。

第16条(除名)

1. ワコムは、加盟校が次の各号の一に該当した場合は、当該加盟校をWCCCから除名することができます。
 - ① 第1条(加盟資格)に規定する加盟資格を満たさないことが判明したとき
 - ② 第8条(加盟校により禁止行為)に規定する禁止行為があったとき
 - ③ 本契約に違反したとき
 - ④ 加盟申込に際してワコムに虚偽の申告をしたこと、又は第1条(加盟資格)に違反していることを故意に申告しなかったことが判明したとき、ワコムは、前項各号に該当したことにより除名対象となった加盟校について、その行状及び状況を鑑み、除名処分を猶予することができるものとします。
3. ワコムは、前条により加盟資格を停止されている加盟校又は本条第1項に基づきWCCCから除名された加盟校の特典対象者によるWCCC特典の一切の利用を認めないものとします。

第17条(加盟資格の喪失)

1. 加盟校は、次の場合にその資格を喪失します。

- ① 退会
- ② 法人の解散
- ③ 除名
- ④ 運営上の理由によるWCCCの終了

第18条(加盟資格の譲渡禁止等)

1. 加盟校は、ワコムによる事前承諾なく、本契約に基づくWCCC加盟にかかる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

最終改定日:2023年5月11日